

「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」

FAQ・留意事項

【目次】

【用語について】

問 1. 「授業」「講座」「教育訓練」の違いは何ですか。

【講座の認定要件について】

問 2. 資格取得を目的とする講座は対象になりますか。

問 3. 社会人以外も受講している講座は対象になりますか。

問 4. 受講要件を設定している講座は対象になりますか。

問 5. 他省庁や自治体の指定、認定、助成を受けている講座も対象になりますか。

問 6. これまで自治体等の助成を受けて無料や割引料金で実施していたものを、正規価格で申請することは可能ですか。

問 7. 会員価格と非会員価格が設定されている講座は対象になりますか。

問 8. 職場での実践を想定している講座は対象になりますか。

問 9. e-ラーニングの講座は対象になりますか。

問 10. 1年間の教育訓練事業の実績がある場合は、申請可能ですか。

問 11. 新規の講座は対象になりますか。

問 12. 講座の一部に新しい授業（開発中又は実績なし）が含まれている場合は対象になりますか。

問 13. 一つの講座の中で、選択科目を設けることは可能ですか。

問 14. 一部の授業が、他の申請講座と重複することは可能ですか。

問 15. 20時間の講座は対象になりますか。

問 16. 授業時間の上限はありますか。

問 17. 受講料の上限はありますか。

問 18. 定員に決まりはありますか。

問 19. 「アンケート調査等」や「フォローアップ調査」の結果をホームページ等で公表することとありますが（実施要項の 3. (9) 【内容】(ウ)）、アンケート等の結果をそのまま公表する必要はありますか。

【実施者の要件について】

問 20. 大学が実施する講座は対象になりますか。

問 21. 他社の教育プログラム（講座）を委託等により実施する場合は対象になりますか。（OEM など）

問 22. 複数の教育事業者が共同で行う講座は対象になりますか。

問 23. 教室や機材はレンタルでも大丈夫ですか。

問 24. 複数の団体が連名で申請を行う場合、主任指導者（原則として常勤職員）は、申請団体のいずれかに所属していればよいですか。

問 25. 「当該教育訓練の適正な実施の管理に関する専任の責任者」を置くこととありますが（実施要項の 3. (12) 【内容】(イ)）、教育訓練の適正な実施の管理に関する責任者が、管理業務以外の事務も担当することはできないのですか。

問 26. 講座の一部に新しい授業（開発中又は実績なし）が含まれている場合で、受講者の満足度（講座の目的、スキルの習得状況、目標への到達度など）や講師に対する評価等の実績が分かるアンケート等の結果がない場合についても申請できますか。

【申請様式等について】

問 27. 講座の一部に新しい授業（開発中又は実績なし）が含まれている場合に、様式第 4 号中、「1. (10) 実施実績（累計）」、「1. (11) 修了者実績（累計）」は、どのように記載すればよいですか。

問 28. 開講月を募集状況に応じて変更したいのですが、どのように記載すればよいですか。

問 29. 教育訓練経費について、教材費、施設維持費、入学料等の内訳がない場合は、どのように記載すればよいですか。

問 30. 講座費用の内訳（人件費、教材費、販売活動に関する経費、見込まれる利益）を設定していない場合は、様式第 5 号「教育訓練経費の内訳等」はどのように記載すればよいですか。

問 31. 申請時に提出するアンケートは、受講者の個別のアンケートの提出が必要ですか。

問 32. 「教育訓練で使用する教材及び演習の実施内容を示す資料等をすべて提出」とありますが（実施要項の 3.（1）【審査のポイント】）、教材以外にどのようなものを提出する必要がありますか。

【手続等について】

問 33. 申請件数や認定件数に上限はありますか。

問 34. 教材の改編や取扱事例を変更する場合は、届出が必要ですか。

問 35. 講座内容の変更によって、再認定等が必要な場合はありますか。

問 36. 講師の追加・変更は届出が必要ですか。

問 37. 授業時間や受講料等が変更になる場合はどのような手続が必要ですか。

問 38. 申請をした施設以外で実施することは可能ですか。

問 39. 認定期間中に認定講座を廃止する場合には、どのような手続が必要ですか。

【その他】

問 40. 経済産業大臣の認定を受けると、必ず厚生労働省の専門実践教育訓練給付の対象講座になりますか。

問 41. 認定された講座のパンフレット等に認定制度のロゴマークを使用できますか。

問 42. 制度の詳細等についての問い合わせ先はどこですか。

[【広告・受講生募集等の留意点】](#)

[【\(IT 分野\)申請分野\(ロール\)選択の留意点】](#)

[【\(IT 分野\)教材・演習についての留意点】](#)

【用語について】

問1. 「授業」「講座」「教育訓練」の違いは何ですか。

答. 「教育訓練」は、申請を行う研修コース（パッケージ）を指します。「講座」は「教育訓練」と同義です。「授業」は「教育訓練」や「講座」を構成する単位（単元／章）を指します。

<イメージ> 教育訓練（講座）

授業	授業	授業	授業	授業	授業	授業	授業	授業	授業
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

【講座の認定要件について】

問2. 資格取得を目的とする講座は対象になりますか。

答. 対象になります。ただし、「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業が教育訓練の半分以上を占めていること」等、[実施要項](#)に定める講座の認定要件を満たしていることが必要です。

問3. 社会人以外も受講している講座は対象になりますか。

答. 対象になります。ただし、厚生労働省の専門実践教育訓練講座の申請を行う場合には、就職・在職率等の要件を満たすことが必要となりますので、ご注意ください。詳細は、厚生労働省の「[教育訓練施設向けパンフレット](#)」をご確認ください。

問4. 受講要件を設定している講座は対象になりますか。

答. 例えば、申請しようとする講座の内容・レベル等から、一定の知識や実務経験等がある者の受講を推奨することは可能ですが、その場合は公表することが必要です。

また、受講者を特定の企業や団体に所属する者に限定する場合は対象外となります。

問5. 他省庁や自治体の指定、認定、助成を受けている講座も対象になりますか。

答. 対象になります。ただし、助成等の結果、その講座を受講するすべての受講者の受講料が無料になるものは対象外となります。

問6. これまで自治体等の助成を受けて無料や割引料金で実施していたものを、正規価格で申請することは可能ですか。

答. 可能です。

問7. 会員価格と非会員価格が設定されている講座は対象になりますか。

答. 対象になります。ただし、厚生労働省の専門実践教育訓練講座の申請を行う場合には、教育訓練経費の割引に関する申請書類が必要となります。詳細は、厚生労働省の「[教育訓練施設向けパンフレット](#)」をご確認ください。

問8. 職場での実践を想定している講座は対象になりますか。

答. 実践的な教育訓練を行う観点から職場での実践は1つの教育手法と考えられますが、在職者以外も受講することが想定されるため、職場での実践を必須とすることは避けてください。職場での実践にかわる代替方法も用意するなどして、どのような環境の受講者でも、目的を達成できるようなカリキュラムとするよう工夫をしてください。

問9. e-ラーニングの講座は対象になりますか。

答. 対象になります。ただし、[実施要項](#)の3.(8) 【留意事項】に記載されている点についてご留意ください。

(参考) 要件及び実例

要件		OK 例	NG 例
全ての授業をeラーニング等で行う講座	標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握	➤ LMS等による学習状況の管理 ➤ メンターによる学習スケジュール設計、メンタリング、チャット質問対応	➤ 講義動画の配信・教材の配布のみ
	受講者の本人確認	➤ IDとパスワードによるログインと動画通信等による直接のコミュニケーション	➤ 本人確認を行っていない
	訓練目標を達成するための体制整備 (必要な数の添削指導員を配置等)	➤ 受講定員に対して適切な数の講師・メンター配置	➤ 講師・メンター等がない又は受講定員に対して著しく不足 ➤ 個々の受講者の学習管理や質問対応などフォロー体制がない
演習等をeラーニング等で行う講座	演習等を行うための措置	➤ 疑似環境を用いた演習 ➤ ビデオチャット等を用いたプレゼンテーション ➤ オンラインディスカッション/グループワーク	➤ 演習課題が、多肢選択形式の確認テストのみ/自動採点等により一律に合否を判定するのみのもの

問 10. 1 年間の教育訓練事業の実績がある場合は、申請可能ですか。

答. 原則として、申請する教育訓練に限らず、申請者が教育訓練事業を開始した日以降、申請の日までに定款で定める 1 営業年度以上の事業実績を有し、かつ、その間安定して運営されている実績が必要です。

営業年度とは、定款等に記載されている会計年度等がこれに当たります。例えば、営業年度（会計年度）が 4 月 1 日から 3 月 31 日までの教育訓練事業者が 10 月に申請をする場合、前年の 4 月 1 日以前に教育訓練事業を開始している必要があります。

ただし、申請日において教育訓練事業を既に実施しており、審査期間中に 1 営業年度以上の実績が確実に見込まれる場合など、例外的に実績があるものとして取り扱う場合があります。

問 11. 新規の講座は対象になりますか。

答. 原則として、申請の日から遡って 1 年以内の期間内に申請講座と同じ課程の教育訓練を実施し、終了していることが必要です。

ただし、申請日において講座を既に実施しており、審査期間中に終了することが確実に見込まれる場合など、例外的に実績があるものとして取り扱う場合があります。

問 12. 講座の一部に新しい授業（開発中又は実績なし）が含まれている場合は対象になりますか。

答. 講座を構成する授業時間のうち、新しい授業の割合が 25%未満の場合は対象になります。

問 13. 一つの講座の中で、選択科目を設けることは可能ですか。

答. 可能です。ただし、選択科目によって、総授業時間や受講料が変わる場合には、別の講座として申請してください。

問 14. 一部の授業が、他の申請講座と重複することは可能ですか。

答. 可能です。

問 15. 20 時間の講座は対象になりますか。

答. 対象外となります。本制度では、中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な能力を育成するという制度趣旨に鑑み、教育訓練の時間が短いものは対象外としています。なお、厚生労働省の専門実践教育訓練講座の申請を行う場合には、30 時間未満の講座は指定の対象外となりますので、ご注意ください。

問 16. 授業時間の上限はありますか。

答. ありません。ただし、厚生労働省の専門実践教育訓練講座の申請を行う場合には、教育訓練期間が2年を超える講座は指定の対象外となりますので、ご注意ください。

問 17. 受講料の上限はありますか。

答. 特に決まった上限はありません。ただし、厚生労働省の専門実践教育訓練講座の申請を行う場合には、給付金の支給上限があるため、ご注意ください。

問 18. 定員に決まりはありますか。

答. ありません。

問 19. 「アンケート調査等」や「フォローアップ調査」の結果をホームページ等で公表することとありますが（[実施要項](#)の3.（9）【内容】（ウ））、アンケート等の結果をそのまま公表する必要はありますか。

答. 公表する内容等は限定しておりませんが、例えば、受講者の満足度等の集計結果や受講者の声のような、受講者が講座を選択するうえで参考とすることができる情報を公表してください。

【実施者の要件について】

問 20. 大学が実施する講座は対象になりますか。

答. 対象になります。法人格を有する等の実施主体の要件を満たしていれば、民間の教育事業者に限定されません。

問 21. 他社の教育プログラム（講座）を委託等により実施する場合は対象になりますか。（OEM など）

答. 対象になります。ただし、委託契約の期間が短く更新が望めないなど、その講座について安定・継続的な運営が見込めない場合は、対象外となります。なお、OEM の場合でも、認定にあたっては、教育内容、講師、環境など、当該講座を実施するために必要な要素が、すべて揃っていることが必要です。

問 22. 複数の教育事業者が共同で行う講座は対象になりますか。

答. 対象になります。その場合は、主たる実施者及び実施場所を定めて申請してください。

問 23. 教室や機材はレンタルでも大丈夫ですか。

答. 相当期間の賃貸借契約を締結しているなど、講座の実施に支障を来さず、安定・継続的に運営できることが客観的に判断できる場合には問題ありません。

問 24. 複数の団体が連名で申請を行う場合、主任指導者（原則として常勤職員）は、申請団体のいずれかに所属していればよいですか。

答. 主任指導者として、受講者への対応等に支障を来さず、その業務・責務が果たせる状態であれば、申請団体のいずれかに所属していれば問題ありません。

問 25. 「当該教育訓練の適正な実施の管理に関する専任の責任者」を置くこととありますが（[実施要項](#)の 3. (12)【内容】(イ))、教育訓練の適正な実施の管理に関する責任者が、管理業務以外の事務も担当することはできないのですか。

答. 他の教育訓練機関の責任者と併任することはできませんが、当該教育訓練機関の他の事務を行うことを妨げるものではありません。

問 26. 講座の一部に新しい授業（開発中又は実績なし）が含まれている場合で、受講者の満足度（講座の目的、スキルの習得状況、目標への到達度など）や講師に対する評価等の実績が分かるアンケート等の結果がない場合について申請できますか。

答. 講座を構成する授業時間のうち、新しい授業の割合が 25%未満の場合は、新しい授業を含む前の講座の実施に係るアンケート等の結果を提出することにより申請可能です。新しい授業の割合が 25%以上の場合は、トライアル実施などを行ったうえで、アンケート等の結果を提出することにより申請可能です。

【申請様式等について】

問 27. 講座の一部に新しい授業（開発中又は実績なし）が含まれている場合に、様式第 4 号中、「1. (10) 実施実績（累計）」、「1. (11) 修了者実績（累計）」は、どのように記載すればよいですか。

答. 講座を構成する授業時間のうち、新しい授業の割合が 25%未満の場合は、新しい授業を含む前の講座の過去 1 年間の実施回数及び修了者数（累計）を記載してください。新しい授業の割合が 25%以上の場合は、新しい授業を含む講座の実施回数及び修了者数（累計）を記載してください。

問 28. 開講月を募集状況に応じて変更したいのですが、どのように記載すればよいですか。

答. 開講月は申請時に定める必要がありますので、申請時に開講を予定している月を定め、記載してください。

問 29. 教育訓練経費について、教材費、施設維持費、入学科等の内訳がない場合は、どのように記載すればよいですか。

答. 受講者から徴していない経費の項目には、「0」を記載してください。

問 30. 講座費用の内訳（人件費、教材費、販売活動に関する経費、見込まれる利益）を設定していない場合は、様式第 5 号「教育訓練経費の内訳等」はどのように記載すればよいですか。

答. 当該項目では、申請者の受講料設定に対する考え方が、他講座との均衡から逸脱していないかを判断します。そのため、申請者が受講料を定める際の基本的な考え方（割合）を記載してください。

問 31. 申請時に提出するアンケートは、受講者の個別のアンケートの提出が必要ですか。

答. アンケートについては、個別のアンケート用紙や集計票のようなものではなく、質問内容と回答が分かるように、グラフ、票、自由意見などにまとめた資料を提出してください。

問 32. 「教育訓練で使用する教材及び演習の実施内容を示す資料等をすべて提出」とありますが（[実施要項](#)の3.（1）【審査のポイント】）、教材以外にどのようなものを提出する必要がありますか。

答. 当該講座が本制度の要件に該当するかについて、様式と教材のほか、演習の実施内容を示す資料等により確認します。演習の実施内容を示す資料等は、演習のテーマや演習の実施内容等が具体的に分かるものを提出してください。

【手続等について】

問 33. 申請件数や認定件数に上限はありますか。

答. ありません。

問 34. 教材の改訂や取扱事例を変更する場合は、届出が必要ですか。

答. 教材の改訂や取扱事例の変更など、講座の内容に影響が無い変更については、軽微な変更として届出は不要です。使用する教材を変更する場合やカリキュラムを変更する場合は、届出が必要となります。

問 35. 教材やカリキュラムの変更によって、再認定等が必要な場合はありますか。

答. 教材やカリキュラムの変更などによって、目標とするレベルや対象分野に影響を与える場合、実施主体等の実質的な変更（法人の合併や連携事業者の変更等）を行う場合など、講座の同一性が認められない場合は、再認定又は新規認定の手続が必要となります。

問 36. 講師の追加・変更は届出が必要ですか。

答. 講師を追加・変更する場合は、変更届を提出してください。

問 37. 授業時間や受講料等が変更になる場合はどのような手続が必要ですか。

答. 授業時間や受講料等の変更を行う場合は、その変更の程度によっては、講座の同一性が認められず、再認定又は新規認定の手続が必要となる場合があります。

問 38. 申請をした施設以外で実施することは可能ですか。

答. 教育訓練施設の追加や各施設で実施する既認定講座を変更等する場合は、変更届の提出が必要です。なお、同じ内容及び講師で実施するものであっても、申請者以外の法人が主体となり販売活動や講座の提供等を行う講座は、認定講座として販売等はできませんので、ご注意ください。

問 39. 認定期間中に認定講座を廃止する場合には、どのような手続が必要ですか。

答. 講座の廃止届を提出してください。なお、廃止を予定する講座を受講している者がいる場合は、受講中の者に対して必要な代替措置をとらせ、受講者が当該講座の定める到達目標に到達できるようにすることが必要です。

【その他】

問 40. 経済産業大臣の認定を受けると、必ず厚生労働省の専門実践教育訓練給付の対象講座になりますか。

答. 専門実践教育訓練の対象講座になるためには、経済産業大臣の認定を受けた上で、別途、厚生労働省が定める一定の基準を満たし、厚生労働大臣の講座指定を受ける必要があります。

令和5年4月より、第四次産業革命スキル習得講座の認定申請と専門実践教育訓練講座の指定申請が1度の申請により行えるようになりました。

専門実践教育訓練の講座指定要件等の詳細は、厚生労働省にお問い合わせください。

＜講座指定要件等に関する問い合わせ先＞

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係

TEL 03-5253-1111 (5398・5390)

問 41. 認定された講座のパンフレット等に認定制度のロゴマークを使用できますか。

答. 使用できます。[使用規約](#)をご確認の上、下記のURLからロゴマークをダウンロードしてください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/pdf/reskill_logo.pdf

問 42. 制度の詳細等についての問い合わせ先はどこですか。

答. 以下の問い合わせ先にご連絡ください。

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課

TEL 03-3501-1511 (内線2671)

(平日10時～18時まで)

【広告・受講生募集等の留意点】

経済産業大臣の認定を希望する講座及び認定を受けた講座に関する広告等については、本制度の適正かつ安定的な運営のためにも受講希望者が、講座選択の際に制度の内容について誤解をしやすい表現等を用いた広告等を行うことは厳に謹んでください。

例えば、広告募集等を行う際に次のような表現や勧誘等を行うことは、制度運営上不適切なものであり、認定取消し等の対象となりますので、十分注意してください。

(1) 本制度の認定単位は、講座ごとであるため、教育訓練事業者自体が認定を受けていると誤解を招く恐れのある表現は使用しないでください。また、認定された講座の受講生に対して、修了時に事業者独自の認定資格を付与することは妨げませんが、本制度における認定は講座に対するもので、事業者が独自に付与する資格を認定していると誤解を招く恐れのある表現は使用しないでください。

(2) 本制度の認定は、講座全体（パッケージ）に対するものであり、講座を構成する各授業それぞれに対するものではありません。よって、個々の授業について認定を受けたといった表現は使用しないでください。また、認定を受けた講座全体（パッケージ）と一部でも内容が異なる場合は、認定講座として販売はできません。

○経済産業大臣認定講座（第四次産業革命スキル習得講座）を運営する教育訓練事業者である

×経済産業大臣の認定事業者である

×教育訓練事業者として経済産業大臣が認定している

×経済産業大臣が認定する資格が取得できる

(3) 経済産業大臣の認定を受けているが、厚生労働省（専門実践教育訓練）の講座指定を受けていない場合は、その講座を受講しても教育訓練給付の支給対象とはなりませんので、間違っても「給付金が支給される」等の表現は使用しないでください。

(4) 厚生労働省（専門実践教育訓練）の講座指定も受けている場合に、専門実践訓練給付制度についての広告等を行う場合は、厚生労働省の「[教育訓練施設向けパンフレット](#)」に記載されている「VI 広告・募集時の留意点」を遵守してください。

(5) 認定申請書類を提出した段階では、単に認定希望の手続を行っただけにすぎず、認定の可否は分からない状態であるため、経済産業省が各教育事業者あてに送付する通知が到達するまでは「第四次産業革命スキル習得講座」として受講生の募集（パンフレット、ホームページ等）はできません。また、このような販売活動等を行う教育訓練事業者が運営する教育訓練は認定の対象となりません。

(6) その他、事実ではない表現等を用いて広告・販売等を行うことは、厳に謹んでください。

- ×経済産業大臣が認定する講座のため、受講をしなければならない
- ×受講すれば、経済産業大臣が認定するエンジニアとなる
- ×受講者名簿に名前が登録されており、受講をしなければならない
- ×受講をすれば、国家資格が取得できる

【(IT 分野) 申請分野 (ロール) 選択の留意点】

誤った申請分野 (ロール) を選択の上、申請されるケースが見受けられます。以下に誤りが多い事例を示しますので、申請前に御確認ください。

(1) デザイナー系分野が誤って選択されるケース

- ・web デザイナー、3DCAD、エンターテインメント (ゲーム、3DCG、音楽等) を学ぶ講座のうち、ツール操作を主として学ぶ内容の場合、「フロントエンドエンジニア」を選択してください。

- ・「グラフィックデザイナー」分野(ロール)を選択される場合は、「ビジュアルデザインの基本原則 (近接、整列、反復、強弱)」「タイポグラフィ」「色彩理論」「レイアウト」「ビジュアルコミュニケーション」といった、デザインの基礎技術や理論を学ぶ単元が必須となります。

- ・「サービスデザイナー」の選択を検討される場合は、その役割等について、以下をご参考ください。

[コラム「DX 推進におけるサービスデザインの重要性」](#)

(2) ビジネスアーキテクト系分野が誤って選択されるケース

- ・生成 AI を用いたビジネス変革を学ぶ講座のうち、生成 AI のツール操作を主として学ぶ内容の場合は、「フロントエンドエンジニア」の選択を検討してください。

- ・データドリブン経営、ビジネスを学ぶ講座のうち、データ分析を主として学ぶ内容の場合は「データビジネスストラテジスト」等の選択を検討してください。

- ・ERP パッケージを学ぶ講座のうち、ERP パッケージの操作を主として学ぶ内容の場合は「フロントエンドエンジニア」「バックエンドエンジニア」等の選択を検討してください。

- ・web マーケティング (広告、広報等) を学ぶ講座のうち、SNS(X、tiktok 等) や、web 分析 (GA 等) ツールの操作を主として学ぶ内容の場合は「フロントエンドエンジニア」又はデータサイエンティスト系の選択を検討してください。

※参考：[コラム「デジタル技術で実現可能な目的設定をおこなうビジネスアーキテクト」](#)

【(IT 分野) 教材・演習についての留意点】

本認定制度上、IT 分野については受講生が「IT スキル標準レベル3：当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用し、専門を持つプロフェッショナルを目指して、要求された作業を全て独力で遂行するレベル」以上の知識及び技術を習得できる教育訓練であることが必要です。

教材及び演習については、以下の点にご留意ください。

(1) 教材

教材は一般論にとどまらず、実際のビジネスを想定した事例・ケーススタディ等を用いるなど、習得した知識等を有効に活用するための実践的手法やノウハウが示されていることが重要です。

また、本認定制度の趣旨を踏まえ、アカデミックな内容に終始せず、職業実践性が十分に担保されていることも求められます。

(2) 演習

受講生が実務において、独力で業務遂行できるよう、試行・実践する機会を提供する演習であることが重要です。ビジネス現場での活用の幅を広げられる設計としてください。

※認定に至らない演習例：詳細な手順書に沿って、受講生が模倣に終始する形式の演習